

エリアマネジメント推進マニュアル Web版



団地管理組合法人に関する支援情報

エリアマネジメントの要素の一つとして、公物・共有物等の管理に関する活動があり、これらの維持管理を行う組織形態の一つとして「団地管理組合法人」があります。ここでは、「団地管理組合法人」の支援情報を掲載しています。

📄 パンフレット「住宅地の優れた居住環境を支える地域による公物・共有物等の維持管理の取り組み」

公物・共有物等の維持管理を地域で行う取り組みについて紹介しています。また、戸建て住宅地において共有物を管理する組織形態の一つとして、「団地管理組合法人」を紹介しています。

[▶▶パンフレット「住宅地の優れた居住環境を支える地域による公物・共有物等の維持管理の取り組み」](#)

📄 団地管理組合法人(団地管理組合)の法的根拠

団地管理組合法人(団地管理組合)は、「建物の区分所有等に関する法律(区分所有法)」に基づく組織で、「第2章 団地(第65条～第68条)」に規定されています。同法第66条では、団地を管理するために、同法第1章の規定の中から読み替えて規定を準用しています。この読み替えを含めて、第2章の規定を整理していますので、ご参考ください。

[▶▶区分所有法第2章条文\(読み替え\)](#)

📄 戸建て住宅地における団地管理組合の実態把握調査

戸建て住宅地の団地管理組合について、アンケートやインタビューを通じて、数や規模などの実態を把握・整理するとともに、実際の管理において課題となっている事項を把握・整理するため、調査を実施しています。

[▶▶「戸建て住宅地における団地管理組合の実態把握調査業務」報告書\(平成19年12月\)](#)

📄 団地管理組合法人を組織して共有地を維持管理する事例

団地管理組合法人を組織して共有地を維持管理する事例が、「エリアマネジメント付き住宅団地」の供給事例として掲載されています。

[▶▶「平成21年度住宅団地におけるエリアマネジメントの推進のための全国的な推進組織の整備検討業務」報告書\(平成22年3月\)](#)

[エリアマネジメントの要素へ戻る](#)

国土交通省 土地・建設産業局企画課

TEL 03-5253-8111(内線:30644)